

(やさしい日本語 Ver.)

じどうしゃの てつづきは 3月29日までに してください

じどうしゃの 登録証明書<とうろくしょうめいしょ=>くるまを もっているひとが だれか かいてある かみ>を みてください。

4月(がつ)1日(にち)に じぶんが 所有者<しょゆうしゃ=>くるまを もっている ひと>に なっているときは 自動車税(じどうしゃぜい)を はらわなければいけません。

つぎのひとは 3月(がつ)29日(にち)までに かならず 運輸支局(うんゆしきょく)で てつづきをしてください。

- くるまを 売(う)ったひと
- くるまを 買(か)ったひと
- くるまを 廃車<はいしゃ=>つかわなくなった>したひと

運輸支局(うんゆしきょく)の ばしょ

○静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所(しずおかうんゆしきょくぬまづじどうしゃけんさとうろくじむしょ)

〒410-0312 沼津市原字古田 2480(ぬまづしはらあざふるた)

050-5540-2051

○静岡運輸支局(しずおかうんゆしきょく)

〒422-8004 静岡市駿河区国吉田 2 丁目 4-25(しずおかしするがくくによした 2-4-25)

050-5540-2050

○静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所(しずおかうんゆしきょくはままつじどうしゃけんさとうろくじむしょ)

〒435-0007 浜松市中央区流通元町 11-1(はままつしひがしくりゅうつうもとまち 11-1)

050-5540-2052